

令和7年かすみがうら市議会第3回定例会
市長提出議案概要書

令和7年8月26日

かすみがうら市

目 次

○ 報告〔 3 件 〕

報告第 14 号	令和 6 年度かすみがうら市財政健全化判断比率及び資金不足 比率について	1
報告第 15 号	令和 6 年度かすみがうら市水道事業会計継続費精算報告につ いて	2
報告第 16 号	専決処分事項の報告について 〈損害賠償の額の決定及び和解〉	3

○ 条例に関する議案〔 3 件 〕

議案第 65 号	かすみがうら市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する 基準を定める条例の制定について【新規】	4
議案第 66 号	かすみがうら市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関 する条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】	5～6
議案第 67 号	かすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及びか すみがうら市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正す る条例の制定について【一部改正】	7～8

○ 予算に関する議案〔 5 件 〕

議案第 68 号	令和 7 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 4 号）	9～14
議案第 69 号	令和 7 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）	15

議案第 70 号	令和 7 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)	16
議案第 71 号	令和 7 年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)	17
議案第 72 号	令和 7 年度かすみがうら市水道事業会計補正予算 (第 1 号)	18

○ 決算に関する議案〔 6 件 〕

議案第 73 号	令和 6 年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定につ いて	19
議案第 74 号	令和 6 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決 算の認定について	20
議案第 75 号	令和 6 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出 決算の認定について	21
議案第 76 号	令和 6 年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算の 認定について	22
議案第 77 号	令和 6 年度かすみがうら市水道事業会計決算の認定について	23
議案第 78 号	令和 6 年度かすみがうら市下水道事業会計決算の認定につい て	24

○ 契約の締結に関する議案〔 1 件 〕

議案第 79 号	霞ヶ浦コミュニティセンター空調設備等更新工事請負契約の 締結について	25
----------	---------------------------------------	----

○ 財産の貸付けに関する議案〔 1 件 〕

議案第 80 号	財産の貸付けについて		26～27
----------	------------	-------	-------

報告第 1 4 号	令和 6 年度かすみがうら市財政健全化判断比率及び資金不足比率について
-----------	-------------------------------------

1 要 旨

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項の規定により、令和 6 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の意見を付し、報告するもの。

2 内 容

（１） 健全化判断比率

（単位：％）

比率区分	令和 6 年度決算	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	1 3 . 0 9	2 0 . 0
連結実質赤字比率	—	1 8 . 0 9	3 0 . 0
実質公債費比率	8 . 5	2 5 . 0 0	3 5 . 0
将来負担比率	4 7 . 4	3 5 0 . 0 0	

（２） 資金不足比率

（単位：％）

会計の名称	令和 6 年度決算	経営健全化基準
水道事業会計	—	2 0 . 0
下水道事業会計	—	2 0 . 0

〔 総務企画部：経営企画課 〕

報告第 15 号	令和 6 年度かすみがうら市水道事業会計継続費精算報告 について
1 要 旨 地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 18 条の 2 第 2 項の規定により、令和 6 年度水道事業会計継続費の精算を報告するもの。 2 内 容 （1） 資本的支出 霞ヶ浦浄水場中央監視操作施設等更新工事 〔 都市建設部：上下水道課 〕	

報告第 16 号	専決処分事項の報告について 〈損害賠償の額の決定及び和解〉
1 要 旨 市道の管理瑕疵に起因する物損事故による損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により報告するもの。 2 内 容 （1） 相手方 土浦市在住の個人 （2） 示談内容 ・ 過失割合 かすみがうら市 50%：相手方 50% ・ 損害賠償額 かすみがうら市 52,795 円 相手方 52,794 円 （3） 事故の内容 市が管理する市道 6－0013 号線、上稲吉 204 6 番 1 地先において、舗装損傷により空いた穴に、相手方が運転する車両の左側前輪が落ち、タイヤ等が破損した。 3 専決処分日 令和 7 年 8 月 12 日 〔 都市建設部：道路課 〕	

議案第 6 5 号	かすみがうら市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について【新規】
1 要 旨 令和 6 年 6 月 1 2 日に公布された、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、「こども誰でも通園制度」（児童福祉法において「乳児等通園支援事業」）が創設されたことから、児童福祉法第 3 4 条の 1 6 第 1 項の規定により、新たにこの条例を制定するもの。 2 内 容 （１） 市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準 「こども誰でも通園制度」は、すべてのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な生育環境を整備するとともに、子育て家庭への支援を強化するため、生後 6 か月から満 3 歳未満の保育所などに通っていないこどもを対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に通園給付することが可能な制度であり、当該制度の設備及び運営に関する基準（最低基準）について、内閣府令による基準を参酌して定めるもの。 3 施行年月日 公布の日 〔 保健福祉部：子育て支援課 〕	

議案第 6 6 号	かすみがうら市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】
1 要 旨 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第 4 条第 2 項に従い、本市においても対象となるシステムを標準仕様に準拠する必要がある、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第 9 条第 2 項が適用される事務処理を行うために必要となる改正をするもの。 2 内 容 （1）別表第 1 に定める独自利用事務の見直し 番号法第 9 条第 2 項に基づき、本市が独自で個人番号を利用する事務を規定するとともに、番号法第 9 条第 1 項で規定している事務は本条例で規定する必要がないため、該当する事務を削除するもの。 （2）別表第 2 に定める独自利用事務における庁内連携の見直し 本市が庁内連携により独自で個人番号を利用する事務及びその特定個人情報を規定するとともに、番号法第 19 条第 8 号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（総務省令）で規定している事務は削除するもの。 （3）別表第 3 に定める教育委員会と連携する事務及び情報の見直し システムの標準化に伴い連携対象となる事務を規定するもの。 （4）（共通）別表 1 ～ 3 への住登外者宛名情報の追記 システムの標準化に伴い住登外者宛名番号管理機能が追加され、当該機能で特定個人情報を管理することから改正するもの。	

3 施行年月日

令和7年10月20日

〔 総務企画部：情報広報課 〕

議案第 6 7 号	かすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び かすみがうら市職員の育児休業等に関する条例の一部を 改正する条例の制定について【一部改正】
1 要 旨 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、この条例を制定するもの。 2 内 容 (1) 市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正（第 1 条関係） ・ 仕事と育児の両立支援制度の利用促進 ア 本人又は配偶者の妊娠・出産を申し出た職員に対し、支援制度の周知とその利用意向の確認 イ 3 歳未満の子を養育する職員に対し、支援制度の周知とその利用意向の確認 (2) 市職員の育児休業等に関する条例の一部改正（第 2 条関係） ・ 部分休業取得形態の追加（選択制） ア これまでの「1 日につき 2 時間以内の範囲で取得できる形態（第 1 号部分休業）」に加え、新たに「年間 1 0 日以内の範囲で取得できる形態（第 2 号部分休業）」を設け、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までの 1 年間を単位として、いずれかを選択 [取得例] 【現行】 2時間 ・部分休業 1日あたり最大2時間以内の範囲で、30分単位で取得可 【改正後】 2時間 ① 第1号部分休業 1日あたり最大2時間以内の範囲で、30分単位で取得可 1時間以上 (1日単位での取得も可) ② 第2号部分休業（新設） 年間10日以内の範囲で、1時間単位で取得可 ※ ①②のいずれかを選択して取得可能	

- ・非常勤職員の部分休業に係る取得要件の緩和

3 施行年月日

令和7年10月1日

〔 総務企画部：秘書人事課 〕

議案第 6 8 号	令和 7 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 4 号）
-----------	-------------------------------

1 要 旨

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ 1 億 9 千 8 2 8 万 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ 1 8 9 億 1 千 5 1 7 万 3 千円とするもの。

2 内 容

（1） 歳入の補正

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計
分担金及び負担金	60, 537	15	60, 552
国庫支出金	3, 319, 494	△21, 494	3, 298, 000
県支出金	1, 641, 897	8, 741	1, 650, 638
寄附金	227, 001	80, 000	307, 001
繰越金	134, 678	144, 520	279, 198
市債	874, 600	△13, 500	861, 100
歳入合計	18, 716, 891	198, 282	18, 915, 173

(2) 歳出の補正

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
議会費	145,686	779	146,465
総務費	3,012,749	80,956	3,093,705
民生費	7,104,974	26,344	7,131,318
衛生費	1,159,330	△25,531	1,133,799
農林水産業費	794,450	17,212	811,662
商工費	475,571	88,819	564,390
土木費	1,319,271	16,146	1,335,417
消防費	973,054	△9,955	963,099
教育費	1,703,044	3,512	1,706,556
歳出合計	18,716,891	198,282	18,915,173

(3) 事業別補正予算の説明

(単位：千円)

歳出（事業）	補正額	事業担当課
ア 議会費の事業費		
職員等人件費	779	秘書人事課
イ 総務費の事業費		
人事管理に要する経費	334	秘書人事課
基金運用益等の積立に要する経費	80,000	経営企画課
職員等人件費	622	秘書人事課
ウ 民生費の事業費		
要援護高齢者等対策に要する経費	500	介護長寿課

ウ 民生費の事業費		
家庭児童相談に要する経費	150	子育て支援課
民間保育所に要する経費	11,097	子育て支援課
認定こども園に要する経費	2,592	子育て支援課
家庭的保育等に要する経費	2,832	子育て支援課
職員等人件費	2,434	秘書人事課
職員等人件費	6,739	秘書人事課
エ 衛生費の事業費		
法定予防接種に要する経費	△27,390	健康増進課
妊婦のための支援給付に要する経費	990	健康増進課
ウエルネスプラザ管理運営に要する経費	869	健康増進課
オ 農林水産業費の事業費		
職員等人件費	13,502	秘書人事課
園芸振興に要する経費	3,570	農林水産課
有機農業推進に要する経費	140	農林水産課
カ 商工費の事業費		
職員等人件費	45,381	秘書人事課
商工振興に要する経費	1,230	商工観光課
ふるさと応援に要する経費	42,208	商工観光課
キ 土木費の事業費		
職員等人件費	1,398	秘書人事課
職員等人件費	14,748	秘書人事課

ク 消防費の事業費		
常備消防に要する経費	1,500	消防総務課
消防団運営に要する経費	△23,964	消防総務課
災害対策に要する経費	12,509	環境防災課
ケ 教育費の事業費		
職員等人件費	565	秘書人事課
学区審議会設置に要する経費	270	学校教育課
職員等人件費	60	秘書人事課
職員等人件費	2,617	秘書人事課

〔 総務企画部：経営企画課 〕

令和7年度 一般会計補正予算第4号 R070902第3回定例会

No	事業	内 容	単位：千円
1	人事管理に要する経費		334
		職員採用試験委託	334
2	基金運用益等の積立に要する経費		80,000
		地域づくり基金積立金	80,000
3	要援護高齢者等対策に要する経費		500
		高齢者補聴器等購入費補助金	500
4	家庭児童相談に要する経費		150
		子育て短期支援事業委託	150
5	民間保育所に要する経費		11,097
		広域入所（民間）委託	10,272
		保育対策総合支援事業費補助金	825
6	認定こども園に要する経費		2,592
		保育対策総合支援事業費補助金	2,592
7	家庭的保育等に要する経費		2,832
		民間保育所乳児等保育事業補助金	300
		保育対策総合支援事業費補助金	291
		市外地域型保育給付費	2,241
8	法定予防接種に要する経費		△27,390
		予防接種委託	△27,390
9	妊婦のための支援給付に要する経費		990
		電算システム改修委託	990

No	事業内 容	単位：千円
10	ウエルネスプラザ管理運営に要する経費	869
	ウエルネスプラザ施設窓口業務委託	869
11	園芸振興に要する経費	3,570
	儲かる産地支援事業費補助金	3,570
12	有機農業推進に要する経費	140
	有機JAS認証取得支援事業補助金	140
13	商工振興に要する経費	1,230
	イベント出展料	1,230
14	ふるさと応援に要する経費	42,208
	ふるさと応援寄附金謝礼品	30,000
	ふるさと納税一括業務委託	11,200
15	常備消防に要する経費	1,500
	消耗品費	1,500
16	消防団運営に要する経費	△23,964
	消防団用ポンプ自動車	△23,964
17	災害対策に要する経費	12,509
	全国瞬時警報システム受信設備更新業務委託	11,550
	被災者生活再建支援システム共同整備更新事業負担金	959
18	学区審議会設置に要する経費	270
	学区審議会委員報酬	270
合 計		198,282

※ 事業の内容は主なものを掲載しているため合計と一致しない場合がある。

議案第 6 9 号	令和 7 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）		
1 要 旨			
今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ 1 3 2 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ 3 9 億 5 千 3 8 2 万円とするもの。			
2 内 容			
(1) 歳入の補正			(単位：千円)
款	補正前の額	補正額	計
国庫支出金	1	1, 320	1, 321
歳入合計	3, 952, 500	1, 320	3, 953, 820
(2) 歳出の補正			
(単位：千円)			
款	補正前の額	補正額	計
総務費	52, 384	1, 320	53, 704
歳出合計	3, 952, 500	1, 320	3, 953, 820
(3) 事業別補正予算の説明			(単位：千円)
歳出（事業）	補正額	事業担当課	
ア 総務費の事業費			
賦課徴収に要する経費	1, 320	国保年金課	
〔 保健福祉部：国保年金課 〕			

議案第 7 0 号	令和 7 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正 予算（第 1 号）		
1 要 旨			
今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ 3 5 2 万円を追加し、 歳入歳出予算の総額を、それぞれ 1 1 億 5 千 7 5 2 万円とするもの。			
2 内 容			
(1) 歳入の補正		(単位：千円)	
款	補正前の額	補正額	計
国庫支出金	0	3, 520	3, 520
歳入合計	1, 154, 000	3, 520	1, 157, 520
(2) 歳出の補正		(単位：千円)	
款	補正前の額	補正額	計
総務費	5, 934	3, 520	9, 454
歳出合計	1, 154, 000	3, 520	1, 157, 520
(3) 事業別補正予算の説明		(単位：千円)	
歳出（事業）	補正額	事業担当課	
ア 総務費の事業費			
後期高齢者医療徴収事務に要する経費	3, 520	国保年金課	
〔 保健福祉部：国保年金課 〕			

議案第 7 1 号	令和 7 年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)
-----------	---------------------------------------

1 要 旨

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ 7 2 5 万 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ 4 0 億 1 千 4 4 5 万 6 千円とするものの。

2 内 容

(1) 歳入の補正

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
繰越金	1, 000	7, 256	8, 256
歳入合計	4, 007, 200	7, 256	4, 014, 456

(2) 歳出の補正

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
諸支出金	1, 502	7, 256	8, 758
歳出合計	4, 007, 200	7, 256	4, 014, 456

(3) 事業別補正予算の説明

(単位：千円)

歳出（事業）	補正額	事業担当課
ア 諸支出金の事業費		
国庫支出金等返還に要する経費	7, 256	介護長寿課

[保健福祉部：介護長寿課]

議案第 7 2 号	令和 7 年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第 1 号）
1 要 旨 今回の補正は、予算書第 4 条に定めた資本的支出の予定額を補正し、予算書第 1 2 条に債務負担行為限度額 1 6，9 1 0 千円を設定するもの。 2 内 容 （1） 管路更新計画業務委託について、令和 7 年度から令和 8 年度の 2 年間で業務委託を行うため、契約期間の債務負担行為限度額を設定するもの。 ア 債務負担行為限度額 1 6，9 1 0 千円 イ 債務負担行為設定期間 令和 7 年度から令和 8 年度（2 年間） 〔 都市建設部：上下水道課 〕	

議案第 7 3 号	令和 6 年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定について
-----------	---------------------------------

1 要 旨

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 6 年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算について、監査委員の意見を付し、議会の認定を求めるもの。

2 決算状況

（単位：円、％）

区 分		令和 6 年度	（参考）前年度	対 比
歳 入 総 額 ①		19,585,575,953	19,880,151,288	△1.48
歳 出 総 額 ②		18,796,828,601	19,072,089,180	△1.44
形式収支額③（①－②）		788,747,352	808,062,108	△2.39
繰 越 財 源	継 続 費 通次繰越額	0	0	—
	繰越明許費 繰 越 額	52,191,000	108,763,639	△52.01
	計 ④	52,191,000	108,763,639	△52.01
実質収支額 ⑤（③－④）		736,556,352	699,298,469	5.33

※ 繰越明許費繰越 → 総 務 費 1 事業 （ 1,840 千円）
 民 生 費 3 事業 （ 989 千円）
 衛 生 費 2 事業 （ 634 千円）
 農林水産業費 1 事業 （ 2,744 千円）
 土 木 費 2 事業 （ 14,566 千円）
 消 防 費 2 事業 （ 31,418 千円）

〔 総務企画部：経営企画課 〕

議案第 7 4 号	令和 6 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
-----------	---------------------------------------

1 要 旨

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 6 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、監査委員の意見を付し、議会の認定を求めるもの。

2 決算状況

（単位：円、％）

区 分		令和 6 年度	（参考）前年度	対 比
歳 入 総 額 ①		3, 985, 393, 194	4, 179, 911, 718	△4. 65
歳 出 総 額 ②		3, 970, 787, 748	4, 171, 826, 763	△4. 82
形式収支額③（①－②）		14, 605, 446	8, 084, 955	80. 65
繰 越 財 源	継 続 費 通次繰越額	0	0	—
	繰越明許費 繰 越 額	0	0	—
	計 ④	0	0	—
実質収支額 ⑤（③－④）		14, 605, 446	8, 084, 955	80. 65

〔 総務企画部：経営企画課 〕

議案第 7 5 号	令和 6 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
-----------	--

1 要 旨

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 6 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、監査委員の意見を付し、議会の認定を求めるもの。

2 決算状況

（単位：円、％）

区 分		令和 6 年度	（参考）前年度	対 比
歳 入 総 額 ①		1, 185, 246, 914	1, 062, 525, 043	11. 55
歳 出 総 額 ②		1, 161, 993, 882	1, 032, 219, 893	12. 57
形式収支額③（①－②）		23, 253, 032	30, 305, 150	△23. 27
繰 越 財 源	継 続 費 通次繰越額	0	0	—
	繰越明許費 繰 越 額	0	0	—
	計 ④	0	0	—
実質収支額 ⑤（③－④）		23, 253, 032	30, 305, 150	△23. 27

〔 総務企画部：経営企画課 〕

議案第 7 6 号	令和 6 年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
-----------	-------------------------------------

1 要 旨

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 6 年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算について、監査委員の意見を付し、議会の認定を求めるもの。

2 決算状況

（単位：円、％）

区 分		令和 6 年度	（参考）前年度	対 比
歳 入 総 額 ①		3, 884, 943, 971	3, 851, 354, 589	0. 87
歳 出 総 額 ②		3, 846, 005, 079	3, 794, 937, 889	1. 35
形式収支額③（①－②）		38, 938, 892	56, 416, 700	△30. 98
繰 越 財 源	継 続 費 通次繰越額	0	0	—
	繰越明許費 繰 越 額	0	0	—
	計 ④	0	0	—
実質収支額 ⑤（③－④）		38, 938, 892	56, 416, 700	△30. 98

〔 総務企画部：経営企画課 〕

議案第 7 7 号	令和 6 年度かすみがうら市水道事業会計決算の認定について		
1 要 旨			
地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 0 条第 4 項の規定により、令和 6 年度水道事業会計決算について、監査委員の意見を付し、議会の認定を求めるもの。			
2 内 容			
(1) 収益的収支（税抜） （単位：円、％）			
区 分	令和 6 年度	（参考） 前年度	対 比
収益的収入 ①	984, 232, 483	975, 922, 317	0. 85
収益的支出 ②	978, 063, 437	948, 020, 902	3. 17
差 引 ③ (①－②)	6, 169, 046	27, 901, 415	△77. 89
当年度純利益又は純損失	6, 169, 046	27, 901, 415	△77. 89
当年度未処分利益剰余金	1, 088, 452, 170	1, 082, 283, 124	0. 57
(2) 資本的収支（税込） （単位：円、％）			
区 分	令和 6 年度	（参考） 前年度	対 比
資本的収入 ①	390, 400, 000	290, 245, 000	34. 51
資本的支出 ②	651, 121, 752	752, 581, 884	△13. 48
差 引 ③ (①－②)	△260, 721, 752	△462, 336, 884	43. 61
資本的収入が資本的支出に対し、不足する額 260, 721, 752 円は、消費税資本的収支調整額 40, 382, 616 円及び過年度並びに当年度損益勘定留保資金 220, 339, 136 円で補填した。			
〔 都市建設部：上下水道課 〕			

議案第 7 8 号	令和 6 年度かすみがうら市下水道事業会計決算の認定について		
1 要 旨			
地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 0 条第 4 項の規定により、令和 6 年度下水道事業会計決算について、監査委員の意見を付し、議会の認定を求めるもの。			
2 内 容			
(1) 収益的収支（税抜）		(単位：円、%)	
区 分	令和 6 年度	(参考) 前年度	対 比
収益的収入 ①	1, 290, 464, 431	1, 300, 720, 090	△0. 79
収益的支出 ②	1, 231, 199, 806	1, 244, 156, 805	△1. 04
差 引 ③ (①－②)	59, 264, 625	56, 563, 285	4. 78
当年度純利益又は純損失	59, 264, 625	56, 563, 285	4. 78
当年度未処分利益剰余金	486, 996, 289	427, 731, 664	13. 86
(2) 資本的収支（税込）		(単位：円、%)	
区 分	令和 6 年度	(参考) 前年度	対 比
資本的収入 ①	568, 746, 511	681, 932, 010	△16. 60
資本的支出 ②	833, 916, 871	933, 158, 087	△10. 63
差 引 ③ (①－②)	△265, 170, 360	△251, 226, 077	△5. 55
資本的収入が資本的支出に対し、不足する額 265, 170, 360 円は、消費税資本的収支調整額 9, 981, 517 円及び過年度並びに当年度損益勘定留保資金 255, 188, 843 円で補填した。			
〔 都市建設部：上下水道課 〕			

議案第 7 9 号	霞ヶ浦コミュニティセンター空調設備等更新工事請負契約の締結について
1 要 旨 かすみがうら市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 7 年かすみがうら市条例第 5 1 号）第 2 条の規定により、霞ヶ浦コミュニティセンター空調設備等更新工事について、議会の議決を求めるもの。 2 内 容 （1） 工事名称 霞ヶ浦コミュニティセンター空調設備等更新工事 （2） 工事概要 空調機器更新に伴う天井改修工事、L E D 照明器具更新工事、屋外メンテナンス用鉄骨階段新設工事等 公共施設 鉄筋コンクリート造 1 階建て 延床面積 5, 0 6 7. 5 8 m² （3） 契約金額 3 9 4, 9 0 0, 0 0 0 円 （4） 相 手 方 茨城県龍ヶ崎市馴馬町 2 8 4 6 - 1 常磐建設 株式会社 代表取締役 佐々木 孝夫 (参考) 工期 議会議決日の翌日から 3 6 0 日間 〔 会計事務局：会計課 〕	

議案第 8 0 号	財産の貸付けについて																															
1 要 旨																																
下記のとおり貸付料を減額し財産を貸し付けるため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求めるもの。																																
2 内 容																																
(1) 貸し付ける財産																																
土地																																
<table><tr><td>地番</td><td>地籍</td><td>地目</td></tr><tr><td>西野寺 5 1 番 1</td><td>1 9 , 7 0 7 m²</td><td>学校用地</td></tr><tr><td>西野寺 7 3 6 番 2</td><td>1 , 8 0 3 m²</td><td>学校用地</td></tr><tr><td>西野寺 7 3 6 番 3</td><td>9 , 1 8 0 m²</td><td>山林</td></tr><tr><td>西野寺 7 3 6 番 7</td><td>1 , 8 7 4 m²</td><td>学校用地</td></tr><tr><td>西野寺 7 3 6 番 8</td><td>1 9 4 m²</td><td>学校用地</td></tr></table>			地番	地籍	地目	西野寺 5 1 番 1	1 9 , 7 0 7 m ²	学校用地	西野寺 7 3 6 番 2	1 , 8 0 3 m ²	学校用地	西野寺 7 3 6 番 3	9 , 1 8 0 m ²	山林	西野寺 7 3 6 番 7	1 , 8 7 4 m ²	学校用地	西野寺 7 3 6 番 8	1 9 4 m ²	学校用地												
地番	地籍	地目																														
西野寺 5 1 番 1	1 9 , 7 0 7 m ²	学校用地																														
西野寺 7 3 6 番 2	1 , 8 0 3 m ²	学校用地																														
西野寺 7 3 6 番 3	9 , 1 8 0 m ²	山林																														
西野寺 7 3 6 番 7	1 , 8 7 4 m ²	学校用地																														
西野寺 7 3 6 番 8	1 9 4 m ²	学校用地																														
建物																																
<table><tr><td>建物</td><td>延べ床面積</td><td>建築年</td></tr><tr><td>校舎</td><td>5 0 0 m²</td><td>昭和 4 4 年</td></tr><tr><td>校舎</td><td>1 , 0 3 4 m²</td><td>昭和 4 5 年</td></tr><tr><td>校舎</td><td>3 8 8 m²</td><td>昭和 4 5 年</td></tr><tr><td>特別教室棟</td><td>5 5 0 m²</td><td>昭和 5 7 年</td></tr><tr><td>屋内運動場</td><td>8 7 6 m²</td><td>昭和 6 2 年</td></tr><tr><td>物置</td><td>2 0 m²</td><td>昭和 6 1 年</td></tr><tr><td>プール付属屋</td><td>6 6 m²</td><td>昭和 4 7 年</td></tr><tr><td>倉庫</td><td>6 m²</td><td>平成 5 年</td></tr><tr><td>燃料庫</td><td>8 m²</td><td>昭和 5 9 年</td></tr></table>			建物	延べ床面積	建築年	校舎	5 0 0 m ²	昭和 4 4 年	校舎	1 , 0 3 4 m ²	昭和 4 5 年	校舎	3 8 8 m ²	昭和 4 5 年	特別教室棟	5 5 0 m ²	昭和 5 7 年	屋内運動場	8 7 6 m ²	昭和 6 2 年	物置	2 0 m ²	昭和 6 1 年	プール付属屋	6 6 m ²	昭和 4 7 年	倉庫	6 m ²	平成 5 年	燃料庫	8 m ²	昭和 5 9 年
建物	延べ床面積	建築年																														
校舎	5 0 0 m ²	昭和 4 4 年																														
校舎	1 , 0 3 4 m ²	昭和 4 5 年																														
校舎	3 8 8 m ²	昭和 4 5 年																														
特別教室棟	5 5 0 m ²	昭和 5 7 年																														
屋内運動場	8 7 6 m ²	昭和 6 2 年																														
物置	2 0 m ²	昭和 6 1 年																														
プール付属屋	6 6 m ²	昭和 4 7 年																														
倉庫	6 m ²	平成 5 年																														
燃料庫	8 m ²	昭和 5 9 年																														

工作物

建物	延べ床面積	建築年
プール	6 4 4 . 7 5 m ²	昭和 4 7 年

(2) 貸し付ける相手方

茨城県かすみがうら市深谷 6 1 番 3 3

霞ヶ浦学院株式会社

代表取締役 笹目 瑛司

(3) 貸付期間

令和 7 年 9 月 2 5 日から令和 2 7 年 9 月 2 4 日まで

(4) 減額後の貸付料

年額 7 0 0 , 0 0 0 円

※貸付価格については 1 0 年経過後に見直しを行う

(5) 適正な対価

建物等の貸付料 6 , 9 7 7 , 5 3 1 円 (年平均)

(6) 減額する理由

貸付料を減額し当該財産を貸し付けることにより、廃校施設の有効活用、地域活性化並びに事業展開に必要な建物の改修費用及び維持管理に係る費用の負担による市負担経費の削減が図られるため、貸付料を減額するもの。

[総務企画部：経営企画課]